

暮らし住まいづくり 支援事業

令和7年度版

対象

中古住宅の購入とリフォーム

中古住宅の購入

- 対象** ①市外から転入して2年以内の移住者（転入前の1年間に転出した者を除く）
②新婚世帯（婚姻届もしくはパートナーシップ宣誓書等を提出し、受理されてから2年以内）
③子育て世帯（18歳以下の子どもと同居する世帯）
④共同住宅に住んでいる方
⑤進出企業の従業員となるため市外から転入された方
- 要件** 3親等内の親族以外からの購入であること（土地は対象外）
- 加算** リフォーム済みの安心R住宅を購入する場合に加算あり
※購入後のリフォーム補助との重複不可）
居住誘導区域内で子ども2人以上世帯が中古住宅を購入する場合に加算あり

購入後のリフォーム

- 対象** 市の事業で取得した中古住宅で、居住に必要な50万円以上のリフォーム工事
- 要件** この補助制度で購入した中古住宅であること

多世代同居住宅のリフォーム

- 対象** 親、子、孫の3世代以上が、持ち家で新たに同居するために行う
50万円以上のリフォーム工事

所有者によるリフォーム

- 対象** 所有者が空き家を賃貸するために行う50万円以上のリフォーム工事
- 要件** 工事終了後、賃貸物件として大野市空き家情報バンクへ登録すること

補助額

- | | | | | | |
|-----------------|----|---------|------|-----|------|
| ○購入費用の3分の1 | 上限 | 居住誘導区域内 | 60万円 | 区域外 | 30万円 |
| ○リフォーム工事費用の3分の1 | 上限 | 居住誘導区域内 | 60万円 | 区域外 | 30万円 |
| ○安心R住宅の購入加算 | | 居住誘導区域内 | 60万円 | 区域外 | 30万円 |
| ○子ども2人以上世帯の購入加算 | | 居住誘導区域内 | 30万円 | | |

共通事項

〔リフォームのみ〕次の省エネリフォームのいずれかを同時に行うこととします。

- ・開口部の断熱改修
- ・外壁、屋根・天井、床に断熱材を使用
- ・太陽熱利用システムの導入
- ・節水型トイレの設置
- ・高断熱浴槽の設置
- ・高効率給湯器の導入
- ・節湯水栓の設置
- ・LED照明器具の設置

- 耐震基準を満たさない住宅は、耐震診断を行い、補強プランを作成してください（解体除く）。
- 市内業者の施工に限ります。
- 外構工事や家具・家電製品、外壁、内装のみの工事は対象外です。
- 国、県、市の補助制度と併用できない場合があります。申請前にご確認ください。
- 公共下水道等の供用開始区域の場合は、下水道に接続してください。
- 住宅購入後、工事着工後の申請はできません。事前にご相談ください。
- 申し込みをした年度末までに完了し、書類を提出してください。

建替え補助

旧耐震住宅の 解体補助

対象

旧耐震住宅の建替えに伴う
50万円以上の住宅解体工事

要件

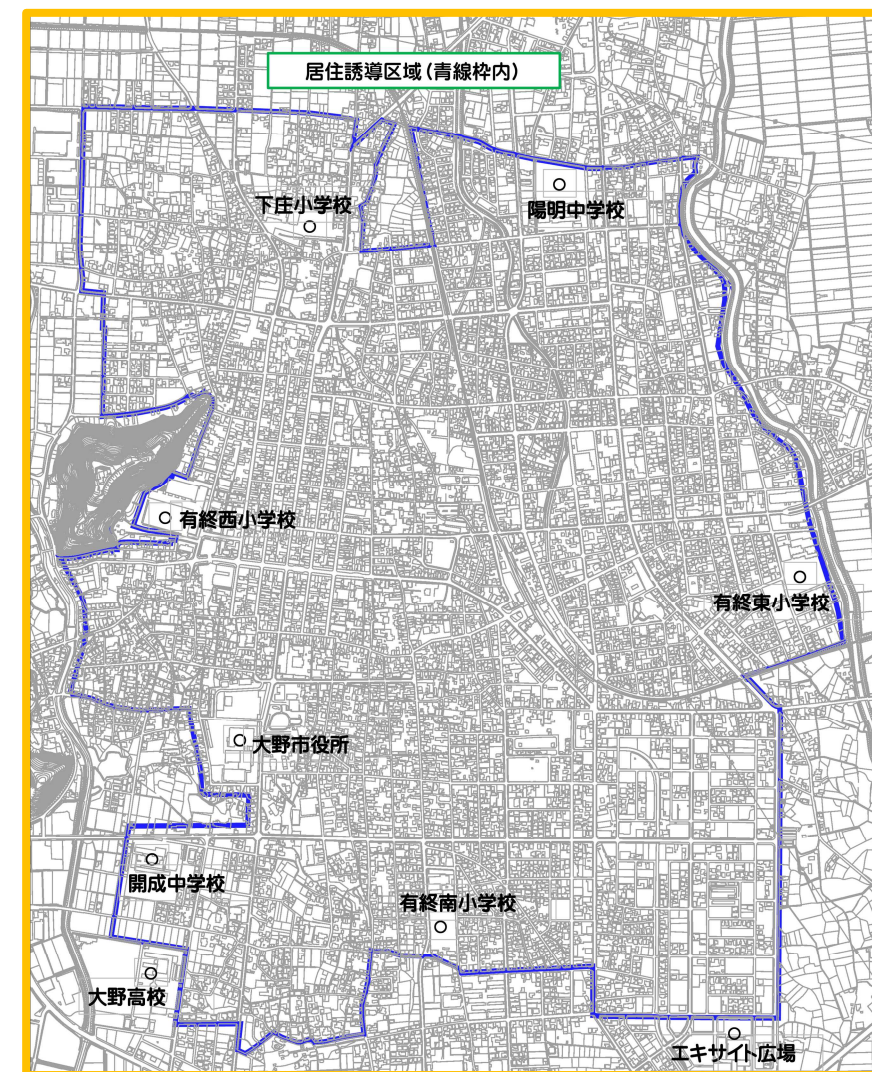
- ①居住誘導区域内であること
- ②同じ敷地内で住宅を新築
すること

補助額

解体費用の3分の1
上限 **30万円**

申し込み
先着順

予算に達し次第
募集終了
12/5 最終



〔お問い合わせ・お申し込み〕

大野市役所 くらし環境部 交通住宅まちづくり課
建築・住宅グループ（市役所1階11番窓口）
TEL：0779-66-1111（代表）0779-64-4815（直通）